

児童相談所の設置に向けた検討状況について

1 中野区における検討状況

(1) 人材確保・人材育成の取り組み

① 専門職の確保

児童福祉司、児童心理司の任用資格を有する者等を計画的に確保し、子ども家庭支援センターに配置することにより、専門的知識の活用による子どもや家庭への支援の充実を図る。

	2017 年度	2018 年度	2019 年度 (予定)
児童福祉司	8 人	9 人	15 人
児童心理司	4 人	6 人	7 人

② 児童相談所への派遣研修

2013 年度から児童相談所へ職員を派遣し、人材育成を図ってきたところである。

2018 年度からは東京都以外の自治体へも派遣先を拡充し、児童相談所の中核となる職員の養成を進めている。

また、2019 年度からは管理職の派遣（通年）を新たに始め、児童相談所設置に向けた体制整備を図る予定である。

	2016 年度以前	2017 年度	2018 年度	2019 年度 (予定)
児童福祉司	3 人	1 人	1 人	5 人
児童心理司	—	—	3 人	3 人
一時保護所	—	—	—	3 人
管理職	—	—	—	1 人

③ 専門非常勤の配置

2018 年度から、児童相談所の勤務経験がある者を児童相談専門支援員（非常勤）として子ども家庭支援センターに配置し、相談支援スキルの専門性強化を図ってきたところである。2019 年度からは、新たに、警察OBを虐待対応専門員として、弁護士を法的対応専門員として配置し、児童相談所設置にむけた専門支援体制の整備を図る予定である。

④ 専門研修の受講等

東京都や特別区研修所が実施する児童福祉研修（援助スキル向上、面接技術、法的対応、少年事件、情報開示等）、医療機関等専門機関によるテーマ研修、児童養護施設での実地研修等の専門研修の計画的な受講を進めるとともに、子ども家庭支援センタ

一主催研修の充実を図る。

また、必要に応じて受講対象をすこやか福祉センター等関係機関の職員に拡充し、地域全体の対応力強化を進める。

(2) 関係機関連携強化

① 要保護児童対策地域協議会の強化

2018年度から要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を構成している学校、幼稚園、保育所等への巡回訪問を行う、巡回支援相談員を子ども家庭支援センターへ配置している。巡回支援相談員は、要保護児童等に関する情報を広く収集するとともに、必要に応じて訪問機関への助言・指導、支援が必要な家庭に対する支援策の提案等を行っている。

また、協議会の構成機関の職員等を対象とした実務者研修や個別の事例等を通じて、構成機関が様々な課題に対応した適切な養育を保護者に促す支援についても充実・強化していく。

② 養育支援ショートステイの強化

中野区さつき寮が実施している養育支援ショートステイ（3歳児～15歳児）について、2019年度から緊急時の受入が常に可能となる体制を整え、要保護児童等の安全・安心を確保する。

(3) 社会的養護（家庭的養護の推進）

社会的養護については、より家庭に近い環境で養育される方策を拡充していくことを基本とし、里親の開拓・支援や児童養護施設との連携のあり方等について検討を進めているところである。

2018年度からは、東京都杉並児童相談所と共催で実施している養育家庭体験発表会に加えて、特定非営利活動法人東京養育家庭の会と連携した里親普及啓発事業を実施している。また、個人宅へのショートステイを内容とするショートステイ協力家庭事業を創設し、宿泊を伴う子どもの預かりの経験を通して、協力家庭から里親となるといったステップアップに向けた環境整備を図った。

(4) (仮称) 総合子どもセンター分室（一時保護施設）整備

区は、児童相談所機能を含む（仮称）総合子どもセンターの分室として、必要な規模の一時保護所を単独で整備することとし、2018年度に基本計画を策定したところである。今後、設計、工事を進め、2021年度の開設を予定する。

2 特別区における検討状況

2017年6月から、児童相談所設置予定時期が最も早い3区（世田谷区、荒川区、江戸川区）の児童相談所設置計画案に対する都の確認作業が始まり、児童相談体制、人材確保・

育成、施設整備、社会的養護等について、国への政令指定申請に向けた協議が進んでいるところである。

また、2018年5月からは「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」が設置され、都と特別区の間で社会的擁護にかかる事項を中心に広域的な連携に係る検討を進めている。

3 国の動向

2018年3月の東京都目黒区の事案を受けて取りまとめられた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）では、自治体間の情報共有、子どもの安全確認、児童相談所の専門性強化等について対策が示されるとともに、中核市・特別区における児童相談所の設置促進についても改めて位置付けられたところである。

2019年2月には千葉県野田市の事案を受け、緊急総合対策の更なる徹底・強化として、子どもの緊急安全確認等が示された。また、児童相談所の体制強化及び職員の資質の向上等を図るための児童福祉法等の改正について検討が進められているところである。

4 今後の検討スケジュール

次のとおり検討を進める。なお、今後、特別区としての検討や、国、東京都との協議の進捗に合わせて内容の調整を図る。

2018年度

- ◇ （仮称）総合子どもセンター分室整備基本計画策定・近隣住民等への説明
- ◇ 一時保護所の相互利用等広域調整の検討
- ◇ 専門職の計画的配置・採用・育成、児童相談所への派遣研修継続
- ◇ 社会的養護（児童養護施設・里親等）の考え方と広域調整の検討
- ◇ 児童相談所設置市事務実施体制の検討・整理
- ◇ 国・東京都との協議

2019年度・2020年度

- ◇ （仮称）総合子どもセンター分室設計・工事
- ◇ 児童相談所設置市の政令指定手続き、条例等例規整備
- ◇ 児童相談所業務・ケースの引継、児童相談所設置市事務の引継

2021年度

- ◇ （仮称）総合子どもセンター 開所
（児童相談所機能含む）